

令和元年度

第 29 回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月30日（水）午後1時30分～午後2時19分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 議員控室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤 秀徳	出	8	友重 誠一	出
2	泉 信之	出	9	熊野 信夫	出
3	門 茂子	出	10	加島 富浩	出
4	村上 浩保	出	11	荻野 滋雄	出
5	嘉藤 勝広	出	12	根本 篤和	出
6	竹下 昌徳	出	13	松崎 文一	出
7	宝田 幸子	出	14	井下 睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 土地の現況証明願について
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
5. 臨席者
6. 事務局 渡辺良英事務局長 寺本恭啓係長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席4番 村上浩保 議席5番 嘉藤勝広

局長	<p>皆さんお忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>定刻前ですが皆さんお揃いですので只今から第 29 回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶要旨)</p>
井下会長	<p>1 収穫作業等終盤となりましたが、今月も雨等が近く若干の遅れが生じてご苦勞されていることと思います。また、本州の方では度重なる台風等々で河川等も多数氾濫し住宅地や我々同業者の農地、農業施設等への被害が報道により見受けられます。本当に心からお見舞いを申し上げたいと思います。</p> <p>2 先日の農地パトロールにつきましては、委員皆さんの参加をいただき大変ありがとうございました。</p>
局長	<p>ありがとうございました。それではこの後は、井下会長の進行により総会を進めてまいります。</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。議席番号 4 番 村上委員、5 番 嘉藤委員にお願い致します。経過報告を事務局からお願いします。</p>
局長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議長	<p>はい。只今、経過報告がありましたが、ご質問等ありませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>それでは議事に入らせていただきます。1 ページ議案第 1 号「土地の現況証明願について」を議題と致します。「番号 1 番」をご審議願いたいと思いますが、委員に關係する案件ですので、委員には退席をお願いします。暫時休憩いたします。</p> <p>(委員退席する。)</p> <p>再開します。事務局「番号 1 番」を説明願います。</p>

係 長	<p>議案第 1 号土地の現況証明願についてご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番です。土地につきましては二宮 番地 ほか 筆、地目は公簿牧場ですが、現況は農地・採草放牧地以外で、面積は合計で m²、調査地目は原野です。土地所有者、申請者共に二宮 番地 さんで、申請目的は地目変更登記のためです。2 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、10 月 17 日に現地調査を実施しております。地元委員であります 委員が退席しておりますので、泉委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>2 番です。過去に牧場として使用されていたところございまして、山林の一部の傾斜地であります。現状は一部大きめの立木がありあとは小木が見られるなど原野化しておりますので問題ないと思いますのでご審議お願いします。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩いたします。</p> <p>(委員帰席する。)</p>
議 長	<p>再開します。 委員に申し上げますが、番号 1 番の件につきましては原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。</p> <p>続きまして 3 ページ議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題と致します。「番号 1 番から 9 番」までの 9 件について一括審議願いたいと思います。事務局説明を願います。</p>
係 長	<p>議案第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものであります。</p> <p>番号 1 番から 9 番までの 9 件すべて基盤強化法による賃借権の設定がされておりました。番号 1 番及び 2 番については さんが農地の売買を希望されたため、番号 3 番から 9 番までは、 さん及び さんが後継者に経営移譲を行うためそれぞれ解約するもので、9 件すべて引き渡しを行う 6 か月以内の合意であり適正であると判断します。</p>

	<p>番号 1 番、2 番の設定をしていた方は二宮 番地の さん、番号 1 番の設定を受けていた方は二宮 番地 さん、番号 2 番の設定を受けていた方は二宮 番地 さんで土地につきましては記載のとおりです。次に番号 3 番から番号 5 番までの設定を受けていた方は農野牛 番地 さんで、番号 3 番の設定をしていた方は千歳市末広町 丁目 上野英樹さん、番号 4 番の設定をしていた方は共有持分各 2 分の 1 の帯広市西 条北 丁目 番地 さんほか 名、番号 5 番の設定をしていた方は茂 岩末広町 番地 さんで土地につきましては記載のとおりです。次に 番号 6 番から番号 9 番までの設定を受けていた方は牛首別 番地 さんで、番号 6 番の設定をしていた方は統内 番地 さん。番号 7 番の設定をしていた方は礼作別 番地被相続人 さん、相続人同住所 さんほか 名。番号 8 番の設定をしていた方は茂岩末広町 番地 さん。番号 9 番の設定をしていた方は中央若葉町 番地 さんで土地 につきましては記載のとおりです。</p> <p>以上で番号 1 番から 9 番までの説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、通知書のとおり決定とします。</p>
議 長	<p>続きまして 6 ページ議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」を説明願います。</p>
係 長	<p>議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。下記の件につきまして農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件及び後に審議いただく番号 2 番の案件いずれも親子間における経営移譲によるものであり、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>番号 1 番ですが、貸人は牛首別 番地 さん、借人は茂岩栄町 番地 さんです。土地につきましては牛首別 番地 ほか 筆で、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²です。経営内容以降についてはここに記載のとおりです。使用貸借の期間は 10 年間、始期は令和元年 12 月 1 日から終期は令和 11 年 11 月 30 日までです。なお、8、9、11、12 ページに位置図、10、13～15 ページに求積図を添付してございます。8、9、11、12 ページいずれの図面も斜線で表示した部分が申請地です。以上で番号 1 番の説</p>

		明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、10月17日に現地調査を実施しております。地元委員であります熊野委員からご説明願いたいと思います。
委	員	9番です。ただいま事務局から説明があったとおりで、息子さんへの経営移譲ということで何ら問題ありませんのでご審議よろしく願いたいします。
議	長	只今、熊野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号2番」を説明願います。
係	長	番号2番についてご説明いたします。貸人は農野牛 番地 さん、借人は同住所地 さんです。土地につきましては農野牛 番地 ほか筆で、地目は公簿畑、宅地、原野及び田、現況畑で、面積は合計で㎡です。経営内容以降についてはここに記載のとおりです。使用貸借の期間は10年間、始期は令和元年12月1日から終期は令和11年11月30日までです。なお、16ページに位置図を添付しており斜線で表示した部分が申請地です。18～19ページには求積図を添付してございます。以上で番号2番の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、10月17日に現地調査を実施しております。地元委員であります嘉藤委員からご説明願いたいと思います。
委	員	5番です。ただいま事務局から説明があったとおりでございまして、息子さんへの経営移譲ということで何ら問題ありませんのでよろしく審議の方願います。
議	長	只今、嘉藤委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。

	<p>ます。続きまして 21 ページ議案第 4 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。関連がありますので「番号 1 番、番号 2 番」の 2 件を一括ご審議願います。事務局説明願います。</p>
<p>係 長</p>	<p>議案第 4 号農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは番号 1 番、2 番ですが、利用権の設定をする方は二宮 番地 さんで、番号 1 番の設定を受ける方は二宮 番地 さん、土地につきましては二宮 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和元年 11 月 1 日公告の日、対価の支払い期限は令和元年 11 月 29 日、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。次に番号 2 番の設定を受ける方は二宮 番地 さん、土地につきましては二宮 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和元年 11 月 1 日公告の日、対価の支払い期限は令和元年 11 月 29 日、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。23、24 ページにそれぞれ申請位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 1、2 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、10 月 17 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には村上委員がなっております。村上委員の方からご説明願いたいと思いません。</p>
<p>委 員</p>	<p>4 番です。この件に関しましては、先ほど第 2 号議案で合意解約があった案件でございまして、番号 1 番、2 番ともにただいま事務局から説明があったとおりでありまして、当日 さんは娘さんが委任を受け代理で出席しておりました。賃貸から売買ということですので、地域では問題ないということなのでこのように調整させていただきました。ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、村上委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いません。ございませんか。</p>

委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号3番」を説明願います。
係長	番号3番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は二宮番地 さん、設定をする方は帯広市西 条南 丁目 番地 さんほか 名で、土地につきましては二宮 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和元年11月1日公告の日から終期は令和11年11月30日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。25ページに位置図、26、27ページに求積図を添付してございます。 以上で番号3番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、10月17日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には村上委員がなっております。村上委員の方からご説明願いたいと思いません。
委員	4番です。この件に関しましては、以前から相対で賃貸されていたものでして、今回改めて利用集積により賃借権を設定するということです。地域でも問題ないということですのでこのように調整しましたのでよろしくご審議願います。
議長	只今、村上委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いません。ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号4番」を説明願います。
係長	番号4番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は安骨 番地 さん、設定をする方は旅来 番地 さんで、土地につきましては旅来 番地ほか 筆、地目は公簿牧場及び畑、現況畑で、面積は合計で m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和元年11月1日公告の日から終期は令和6年11月30日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。28ページに位置図を添付してございます。

	<p>以上で番号 4 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、10月17日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には村上委員がなっております。村上委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>4番です。この件に関しましては、内容等は事務局から説明があったとおりでございまして、 さんが営農を廃止されるということで、隣接地を使用している さんに賃借してもらうこととなりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、村上委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして 29 ページ議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。関連がありますので「番号 1 番から 3 番」の 3 件を一括ご審議願ひます。事務局説明願ひます。</p>
<p>係 長</p>	<p>議案第 5 号農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、豊頃町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は本町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えますので、その点をご留意願ひご審議願ひしたいと思います。</p> <p>番号 1 番～3 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は農野牛 番地 さん、番号 1 番の設定をする方は千歳市末広町 丁目 さんです。土地につきましては農野牛 番地ほか 筆、 地目は公簿畑、原野及び田、現況畑で、面積は合計で m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和元年 11 月 1 日公告の日から終期は令和 8 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。16 ページに位置図、20 ページに求積図を添付してございます。波線で表示した部分が申請地です。次に番号 2 番の設定をする方は帯広市西 条北 丁目 番地 さんほか 名です。土地につきましては農野牛 番地ほか 筆、地目は公簿畑及び原野、現況畑で、面積は合計で m²です。利用権設定等の種類は賃借権設</p>

	<p>定で、期間は 年間、始期は令和元年 11 月 1 日公告の日から終期は令和 8 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。16 ページに位置図、17 ページに 番地 の周辺拡大図を添付してございます。水玉模様で表示した部分が申請地です。次に番号 3 番の設定をする方は茂岩末広町 番地上 さんです。土地につきましては農野牛 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 7 年間、始期は令和元年 11 月 1 日公告の日から終期は令和 8 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。16 ページに位置図を添付してございます。細い斜線で表示した部分が申請地です。</p> <p>以上で番号 1 番から 3 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、番号 1 番から 3 番の 3 件につきましては 10 月 17 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には泉委員がなっております。泉委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>2 番です。この件につきましては、経営移譲による合意解約のあと、新たに後継者が同一条件で賃貸するものであり、地域でも問題ないのでよろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>8 番です。3 ページ番号 3 番の合意解約では 6 筆で、今の案件では 3 筆増えて 9 筆となっておりますが、この件で理由があればお伺いします。</p>
係 長	<p>お答えします。対象となる土地につきましては、 番地、 番地、 番地の 筆が増えております。以前には さんの が所有していた土地でしたが、以前賃貸の更新する際に相続登記が済んでいなく、今回のタイミングであらためて設定することとなりました。</p>
議 長	<p>よろしいですか。ほかに何かございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がありますので「番号 4 番から 7 番」の 4 件を一括ご審議願います。事務局説明願います。</p>

係長	<p>番号4番～7番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は茂岩栄町 番地 さん、番号4番の設定をする方は統内 番地 さんです。土地につきましては礼作別 番地の内 ほか 筆、地目は公簿畑、山林及び宅地、現況畑で、面積は合計で m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和元年11月1日公告の日から終期は令和11年11月30日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。12ページに位置図、13、14ページに求積図を添付してございます。水玉模様で表示した部分が申請地です。次に番号5番の設定をする方は被相続人 さんで、相続人は礼作別 番地 さんほか 名です。土地につきましては礼作別 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和元年11月1日公告の日から終期は令和11年11月30日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。33ページに位置図を添付してございます。次に番号6番の設定をする方は茂岩末広町 番地 さんです。土地につきましては統内 番地 の内ほか 筆、地目は公簿畑及び山林、現況畑で、面積は合計で m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は5年間、始期は令和元年11月1日公告の日から終期は令和6年11月30日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。12ページに位置図、15ページに求積図を添付してございます。波線で表示した部分が申請地です。次に番号7番の設定をする方は中央若葉町 番地 さんです。土地につきましては育素多 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は10年間、始期は令和元年11月1日公告の日から終期は令和11年11月30日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。34ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号4番から7番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、番号4番から7番の4件につきましても10月17日に現地調査を行い、調整会議を取り行っております。調整委員長には嘉藤委員がなっております。嘉藤委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委員	<p>5番です。ただいま事務局から説明があったとおりでして、経営移譲に伴う案件でございます。畑も適正に使用されておりました。 さんにつきましてはお父さんの さんに委任されております。4番の さんは さんに、5番の さん、 さん、 さんは泉委員にそれぞれ委任されております。4番、5番とも前回と同じ条件でございます。6番については、条件は同じですが土地改良については必要が生じた場合は両者協議ということになりました。7番についても前回と同一条件とな</p>

	<p>っております。このように調整させていただきましたのでよろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、嘉藤委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 8 番」を説明願います。</p>
係 長	<p>番号 8 番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は湧洞 番地 さん。設定を行う方は札幌市中央区北 条西 丁目 番地 です。土地につきましては湧洞 番地ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 5 年間、始期は令和元年 11 月 1 日公告の日から終期は令和 6 年 8 月 29 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。35 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>本件は農地売買支援事業による賃貸借で、 が 8 月に幕別町 さんから取得した土地を 5 年間貸付後、 さんに売渡す予定になっております。</p> <p>以上で番号 8 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、番号 8 番につきましては 7 月 19 日に現地調査及び調整会議を取り行っておりまして、調整委員長嘉藤委員には 8 月 28 日の総会を含め、この案件についての報告を数回受けておりますので、今回は説明を省かせていただきます。</p> <p>この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。</p>
局 長	<p>以上をもちまして総会を終了させていただきます。</p> <p>閉会にあたり 井下会長 からお挨拶をいただきます。</p> <p>(閉会の挨拶)</p>
	<p>閉 会</p>